

議第25号

山形県収用委員会委員及び予備委員の任命について

次の者を山形県収用委員会委員及び予備委員に任命することについて、土地収用法（昭和26年法律第219号）第52条第3項の規定により、同意する。

委員	青	柳	紀	子
	大	貫	良	一
	飛	塚	典	子
予備委員	青	木	茂	美
	月	田	真	吾

提 案 理 由

山形県収用委員会委員篠田卓洋及び大泉享子は令和5年3月2日に、同委員青柳紀子は同月7日にそれぞれ任期が満了するので、また、同予備委員が欠員となるので、その後任者を任命するため提案するものである。